

平成 30 年 (2018) 9 月 14 日

# 市民会館大ホール前倒しで廃止へ

## 大阪北部地震で被災 補修工事を断念

市は、大阪北部地震の被害により使用を中止している市民会館大ホールについて、補修工事を行わず廃止することを決めた。(仮称)総合文化芸術センター整備に伴い廃止を予定していたが、地震に伴う天井の損傷による休館後、被害状況の調査や補修工法の検討を重ねた結果、同センターの平成 33 年開館までの期間が限定的で、費用対効果等の観点から工事を断念した。9 月定例月議会で一部改正条例案を提出する。

- ★ 昭和 46 年完成の市民会館大ホールは老朽化が進んでおり、平成 33 年の(仮称)枚方市総合文化芸術センター開館に合わせた廃止を予定していた。しかし、6 月 18 日に発生した大阪北部地震によりホール内天井が損傷し、補修工事を実施する場合、最短でも平成 31 年 6 月末までかかることが判明したため、来年 6 月末まで使用中止を延長した。
- ★ 大ホール使用中止の原因となった損傷は、吊り天井の接合金具の外れやずれ、吊り鉄筋の溶接外れなど。同規模の地震が再度、発生した場合に安全性を確保するためには、平成 26 年の改正建築基準法で規定された特定天井に適合した補修工事を行う必要がある。最短でも工期(設計等を含む)は約 8 か月、費用は約 4800 万円を要する。
- ★ 工期が最短の補修工事を行った場合の使用残存期間は、総合文化芸術センターが開館するまでの約 2 年間と時限的となる。同センター整備と並行して廃止予定の施設に多額の費用を投入することの是非などを総合的に判断し、補修工事を断念することとしたもの。
- ★ 平成 23 年度に、国の技術的助言に基づき、当時最良の工法で天井落下防止工事を実施していたため、今回の地震で天井落下は発生していない。また、平成 25 年度に耐震補強工事を実施していたことにより、建物の躯体にも被害はなかった。
- ★ 大ホールの廃止に伴い、施設の設置条例を改正することから、9 月定例月議会で枚方市市民会館条例の一部改正案を提出する予定。
- ★ なお、小ホールおよび大ホールロビーは使用に支障がないことを確認できたため、点検等必要な措置を講じた上で、平成 31 年 1 月から使用を再開する。
- ★ 9 月定例月議会には(仮称)枚方市総合文化芸術センター建設工事の契約締結案、施設の設置条例案を提出する。開館に向け、現在、文化芸術アドバイザーによるプレ事業企画を進めており、市内公共施設や学校など、ホール以外の場を活用する予定。

<お問い合わせ>

産業文化部文化振興課 ☎ : 072-841-1410 FAX : 072-841-1278